

KONAN UNIVERSITY

中世ティロル貴族の分裂と同盟：「鷹同盟」を中心に

著者	佐藤 公美
雑誌名	甲南大學紀要. 文学編
号	166
ページ	169-178
発行年	2016-03-30
URL	http://doi.org/10.14990/00001803

中世ティロル貴族の分裂と同盟

——「鷹同盟」を中心に——

佐藤 公美

はじめに

現在イタリア共和国に属するトレンティーノ・アルト＝アディジェ州は、中世にはティロル伯領に属し、アルプスの南北両麓を包含するトランス・アルプス国家の一部をなしていた。近年、アルプス諸地域の文化的多元性と相互交流が益々注目されているが¹⁾、その中で「国家」がアルプスを越えた領域を持ち、法、行政制度、文書文化、権力構造の多元性を内包しつつ形成されたということは、それらの多様な要素を統合・調整・コーディネートし、アマルガムを生み出す役割を国家が負ったことを示唆するのではないだろうか。

そのようなアマルガムが地域の政治文化とその実践をどのように規定し、文化と制度が相互影響関係の中でどのようにたち現れてきたのかを問うことが、本稿のもととなる研究の基盤にある関心である。本稿はその基礎作業として、中世ティロル史において大きくその役割を変化させたと考えられている貴族の政治的行動の一面を、先行研究に基づいた整理と史料の再検討によって考察し、研究の土台の一つとすることを目的とする。

1. 問題の所在

中世ティロル伯領の構造は、伯権力の下への統合と権力構造、及び領域構造という観点から見ると、アルプスを挟んだ南北で小さからぬ相違を見せる。後述するように、北部では早期、特に13世紀のティロル伯マインハルト2世治下で伯による領邦統合が進展したとされる一方、南部では、当初からティロル伯領に属していたわけではない独立諸侯国や大小の伯領が存在しており、これらの一部はティロル伯領に包摂された後も自立的地位を保ち続けた。南部においてはむしろ、ゲルツ・ティロル伯家からルクセンブルク家、ヴィッテルスバッハ家、そしてハプスブルク家へと君主家門がめまぐるしく交替する14世紀において、貴族達はそ

れぞれの家門と結びつき激しい抗争劇を演じて政治史の中心的存在となる。だが中世盛期のティロル貴族史研究者であるM・ベットッティも指摘しているように、この「長い14世紀」には、研究史上長い間十分な関心が払われてこなかった²⁾。アルプス以北のティロル北部に関しては、領主的基盤を持つ大規模な貴族が実際にほとんど存在しないことも事実であり、北部を中心に考えれば貴族の存在はほとんど後景に退いてしまう³⁾。だがこれは伯領全体での貴族の不在ではなく、南部への集中を意味しているのである。

このようなティロル南部貴族の14世紀以降の実態については、K・ブランドシュテッターによる研究がある。ブランドシュテッターは、イン渓谷からエッチュ渓谷地域の貴族をプロソフォグラフィッシュに検討し、その実態と変遷を明らかにした。イン川とアディジェ川を結ぶ上部イン渓谷やフィンチュガウ地域はティロル伯領のいわば「辺境」であり、その防備のために伯も貴族達を必要とした。ブランドシュテッターによれば、そのためこの地域では領邦君主による掌握度が相対的に低く、後に領邦ティロル最有力の貴族となってゆくシュローフェンベルガーやシュターケンベルガーなどは、14世紀に至ってもなお自有地を封として受取り続け、自律的基盤を保ち続けたのである⁴⁾。

だが一方でブランドシュテッターは、15世紀にティロルの貴族層全体が急速な変化を経験し、裁判区の役職などを獲得した農民上層も統合した新貴族層が台頭してゆくことも指摘している⁵⁾。このような見解は、基本的に領邦君主が貴族を排して農民や市民を直接的に掌握することでティロル国制を固めたとする伝統的見解と矛盾なく統合することができる⁶⁾。そしてこのように市民・農民の保護政策を進めたとされる15世紀のティロル伯がフリードリヒ4世である。

このフリードリヒとティロル貴族の関係を最もよく示しているのが、1407年に貴族を主体として結成された領邦防衛同盟、「鷹同盟」である。この同盟の指導者は、当時のティロル最大の貴族であったハインリヒ・フォン・ロッテンブルクであり、126名に及ぶ主たる

ティロル貴族が参加した。当初はフリードリヒを推戴する形で成立したものの、ハインリヒ自身は、その傑出した実力故に、当初は同盟に支援を与えたフリードリヒ4世から次第に疎まれ、1410年にはボルツァーノで貴族達の反フリードリヒ同盟を結集するが、捕えられ、ティロルに保有するレーエンをすべて没収された後、1411年春に後継者なく没した⁷⁾。この同盟の失敗は、多くのティロル貴族の衰退にとって決定的な一因となったと考えられている。

しかし一方では、鷹同盟後も勢力を保ち、領邦君主に抵抗を続けた貴族が一定数存在したことも事実である。ハインリヒの死後、有力貴族であるシュターケンベルク家、フォルケンシュタイン家、シュパウアー家などが結集し、国王ジギスムント・ルクセンブルクとシュタイア公エルンストの支持を得てフリードリヒに対抗した⁸⁾。しかも彼らが受動的な対抗勢力に留まらず、独自の領邦構想を構築するに至っていたことが、1416年にブリクセンで開催された領邦議会でのペーター・フォン・シュパウアーの発言から明らかになっている。シュパウアーは、領邦ティロル全体に、全く新しい五つの領域的下位区分を設定し、それぞれを一人の長官に統括させること、長官は貴族の中から任命され、二人の顧問をつけることを提起した。そして都市、マルクト、ラント裁判区に対して、このような領邦を実現する新しい同盟に参加するよう呼びかけたのである⁹⁾。

エルンストはやがて教皇マルティヌス5世の仲介を得てフリードリヒと和解し、反フリードリヒ同盟から距離をとってゆくため、シュパウアーらの領邦構想が実現を見ることはなかった。しかし1416年の領邦議会は、彼ら貴族が明確な領域的行政区の観念を持って領邦ティロルを独自に構想し、その内部に貴族の役割を位置付けていたこと、そしてそのような領邦形成を、各種の共同体との同盟によって実現しようとしていたことを示している。19世紀には、この集会をラント諸身分の成立と関連付けて論じ、この時点ですでに諸身分が存在して実力を持っていたことの証左とする見解があった。これに対して、A・イエーガーはこの1416年の「議会」はあくまで大公エルンストの意志に基づいて一部の貴族のみが主催した党派的な集会であるとしている¹⁰⁾。このようなラント諸身分が15世紀初頭のティロルに成立していたか否かという問題からは切り離し、近年のM・ベッラバルバの研究は、貴族の領邦構想が、いわば領域分割構想を伴った、伝統的領域観念からの断絶を示していることに注目している¹¹⁾。

この1416年の集会そのものの意義をここで即断する

ことはできない。しかし重要なのは次の二点であろう。第一に、ハインリヒ・フォン・ロットンブルクの失脚と死後も、鷹同盟参加貴族達は、少なくともその一部においては、自ら領邦統治機構の青写真を提示する能力と結束を保っていたことである。しかし結果的には貴族の同盟のイニシアチヴではなく、むしろ貴族よりも市民や農民を自らの同盟者に選んだフリードリヒ4世が貴族を抑え、ティロルの統治機構整備に成功したため、このような「青写真」の意味は十分に評価されてこなかったと言える。だが、歴史的事象を結果からではなく同時代に用いた意味から検討し、それによって歴史像の見直しを試みようとするならば、失敗や失われた可能性こそが、同時代の潜在的な現実として注目されねばならない。また、本稿では紙幅の都合で取り上げることができないが、14世紀の貴族は15世紀後半にも決してティロル政治史から完全に姿を消すわけではない。筆者は別稿において、これらの鷹同盟参加貴族が市民と協働しつつ15世紀を通じて地域の紛争解決において重要な役割を果たし続けたことを指摘した¹²⁾。したがって15世紀中葉における貴族層の「入れ替わり」を、むしろ再編や再統合として捉え、その過程における14・15世紀貴族史の意味を改めて問い直すことが必要であると考ええる。

第二に、貴族の同盟的領邦構想と新しい領域構想との関連が問題になる。シュパウアーの5つの領域区分は、後述する「裁判区」を単位としていくつかまとめたものであるが¹³⁾、貴族と裁判区の関わりはどのようなものであったのだろうか。裁判区を重要な焦点とした中世ティロル史研究として、日本では服部良久『アルプスの農民紛争——中・近世の地域公共性と国家——』が挙げられる¹⁴⁾。服部は裁判区民の日常的問題解決を詳細に検討し、そこから国家形成を展望している。ここでは分析の枠組みとしてティロル北部のみの現実が想定されており、貴族は中心的検討対象ではない。しかし筆者が別稿で指摘したように、領邦君主との活発な交渉が繰り返されるのはむしろティロル南部であり、そこから貴族の存在に規定された領域構造と権力構造を除外することはできない¹⁵⁾。むしろ、ティロル南部を中心に貴族によって領域構想が作り上げられたとするならば、そこに地域と国家の接合の重要な焦点があると考えられるのではないだろうか。

本稿では紙幅の都合上、このような問題の全体に取り組むことは不可能である。そこでこのようなティロル貴族史の再検討のための基礎作業の第一歩として、もう一度鷹同盟を取り上げたい。その展開過程を分析

しなおすことで、この同盟の意義と特徴を再検討してみたい。始めに、貴族の動向を軸として、中世盛期から後期のティロル史を素描する。その際、ティロル南部を中心に扱い、イタリア半島に置かれたこの地域の特徴に注意してゆく。次いで鷹同盟の展開を、同盟の関わる協約や紛争調停文書の再検討から整理し、今後より詳細な貴族史を検討する際の土台とすることを目的に叙述を進める。

2. 中世ティロル南部と貴族

中世ティロル伯領南部の主要な自立的二大政治単位は、トレント司教国とブリクセン司教国である。1027年、コンラート2世の特許状に見えるのがその史料上の初見とされている。世俗貴族の勢力を抑えてアルプス越えの軍道を確保するため、コンラートはこの二司教国の領域を、マルカ・ヴェローナとケルンテン公国から切り取って両司教に与えた。両司教は帝国直属諸侯として世俗支配権を獲得し、帝国議会参加資格を得た。この時、軍事と交通上の要衝の固めが第一に重視された結果、両司教国の世俗支配領域は、著しく凝集性の低いものとなった。教会組織上の司教管区と司教の世俗支配域の一致しない地域は数多く、中でもフィンチュガウ渓谷上部は、教会組織上はクール司教区に属する一方、世俗支配域としてはトレント司教とブリクセン司教の間で分割される、という複雑な様相を呈していた¹⁶⁾。

このような複雑な領域構造は、中世盛期に新たに台頭してきた新貴族が拠点を固め、独立を維持するための好条件を提供していた。ティロル伯は、フラヴォン伯、エツェン伯、ポーツェン伯（モリットーグライフェンシュタイン伯）らとともに、11世紀から12世紀にリニッジを形成してこの地域に台頭した貴族家系の一つであったが、ブリクセン・トレントの両司教のフォークタイを徐々に獲得してゆくこととなる。まずフィンチュガウ渓谷とポーツェンをトレント司教から授封され、次いで1210年以降は、アイザック川のノリカ伯領とプスター渓谷をブリクセン司教から獲得した¹⁷⁾。

このようなティロル伯の進出を前に、支配域が急激に縮小したトレントとブリクセンの両司教は、益々強く帝国との直属関係を求め、イタリア支配の再確立を目指すシュタウフェン朝と利害が合致するようになってゆく。以後のティロル南部政治史は、司教とティロル伯の対抗関係を基軸に、貴族勢力が両者の間で支持陣営を度々変えながら情勢を左右してゆくというあり

方が基本構図となり、その中に帝国と教会との関係が織り込まれてゆくこととなる。

しかし12世紀の皇帝による司教保護政策は、13世紀のフリードリヒ2世のもとで一転する。彼が北イタリア政策の中核に据えたのは、教会によって「異端」とされたヴェローナの貴族エツェリーノ・ダ・ロマーノであった。フリードリヒは、当時最初期のシニョリーア支配を広域的に形成しつつあったエツェリーノを皇帝代理に据え、ヴェローナに北接するトレント司教国を抑えるため、1236年に司教の職権停止を命じた¹⁸⁾。

この皇帝とトレント司教の対立局面を積極的に利用したのがティロル伯アルベルト3世であった。彼はエツェリーノやトレントの帝国ボデスタと手を結んでトレントとブリクセンから領地を獲得し、13世紀中葉には、トレント・ブリクセン両司教に対する彼の優勢は疑い得ないものとなっていた。アルベルトは男子相続人を欠いていたため、女婿であるゲルツ伯マインハルト3世へのトレント司教のフォークタイ授封を実現した。ゲルツ伯はティロル伯としてマインハルト1世を名乗り、その子マインハルト2世への相続が確保された¹⁹⁾。

マインハルト2世時代には、トレント・ブリクセン両司教国領のほとんどがティロル伯に掌握され、伯権力の浸透が進められた。マインハルト2世はそのために貴族勢力を抑制し、一般の領民の直接掌握を図った。このようなマインハルト2世には、研究史上「国家」としての領邦ティロルの確立者としての位置づけが与えられている²⁰⁾。このような伯権力強化の一環としてしばしば評価されるのが、裁判区(Gericht)制度の整備である²¹⁾。

同様の伯権力強化と領域の直接掌握政策はティロル南部でも実施に移されたが、南部では貴族を抑制することは困難であり、逆にティロル伯は彼等への一定の依存を強いられた。その重要な要因の一つは、13世紀イタリア半島の情勢であると考えられる。上述のように、ヴェローナのエツェリーノ・ダ・ロマーノの脅威を前にして、トレント司教はティロル伯への妥協と大幅な権限の譲渡と封の授与を強いられていた。その分ティロル伯にはエツェリーノへの対抗勢力となり教会を支持する役割が期待されていた。しかし1259年のエツェリーノ自身の死によってこの脅威が和らいだその時に、マインハルト2世は、元皇帝コンラート4世の寡婦であるヴィッテルスバッハ家のエリザベートを妻に迎えていた。このエリザベートと旧夫コンラートの間の子が最後のシュタウファー、コンラディンで

ある。コンラディンの義父となったメインハルトは、敵であったはずのエッツェリーノ亡き後の空白を埋め、イタリア半島の「ギベッリーニ」の指導者となる役割を自ずから期待されることとなった²²⁾。こうしてトレント司教エニョーネとメインハルトの関係は益々悪化し、両者それぞれがトレンティーノ貴族達との同盟を模索してゆくこととなる。

イタリア半島全体では、シャルル・ダンジューの勝利に終わったベネヴェントの戦いの後、ティロル伯はゲルフィ・ギベッリーニ抗争の最前線から姿を消し、14世紀のギベッリーニの中心勢力はミラノのヴィスコンティ家へと移ってゆく。しかしルクセンブルク家やヴィッテルスバッハ家の皇帝たちは、時には抗争の仲介者として、時にはギベッリーニの指導者として、イタリア半島情勢の鍵を握り続けた。ティロル伯家はルクセンブルク・ヴィッテルスバッハ両家との関係を益々緊密にしつつ、ヴェネツィア、ミラノ、ヴェローナの間で自律的に行動するティロル南部・トレンティーノの貴族達と関わり続けねばならなかった。ティロル北部の「統一者」とも言うべきメインハルト2世とその後継者たちは、ゲルフィとギベッリーニのイタリア半島にしっかりと組み込まれた南部を獲得することによって、逆説的にも、貴族や都市・山間の共同体という中間勢力を不可欠の同盟者とするティロル伯領の形成を迫られた、とすら言えるのではないだろうか。

こうして13世紀以来、ティロル南部の貴族達の勢力は温存され、時局に応じてむしろ強化されたが、14世紀になると、伯の政治的選択をめぐる貴族同士の対立と内部分裂が繰り返されることとなる。1330年、ティロル伯ハインリヒの相続人マルガレーテが、ベーメン王ヨーハンの息子、ヨーハン・ハインリヒと婚姻を結んだ。ベーメン王はこの婚姻の後、将来のマルガレーテの相続人が未成年の間後見人として、ケルンテンとティロルの貴族達から誠実誓約を受けた。

これに異議を唱えたのが、バイエルンのルートヴィヒ・ヴィッテルスバッハであった。ルートヴィヒは皇帝選挙に際しティロル伯ハインリヒの支持を取り付け、イタリアのギベッリーニ陣営の中心として自らを任じていた。彼はここでハプスブルク家と意を通じ、1335年、ケルンテンをオーストリアに、ティロルを帝国に編入する協約を取り交わしたのである²³⁾。

1335年、ハインリヒが死去すると、ベーメン王ヨーハン・ルクセンブルクが、貴族の支持の下に、ヨーハン・ハインリヒとマルガレーテの保護者としての名目で、ティロルの統治権を握った。ティロルのルクセン

ブルク家支配の始まりである。トレントとブリクセンの司教座には、ルクセンブルク系の人物が送り込まれ、ルクセンブルク家とトレント・ブリクセンの間に緊密な関係が築かれる一方、皇帝ルートヴィヒ・デア・バイエルのイタリアへの侵攻が進んだ。イタリアではヴィスコンティ家を中心に、各地の「シニョーレ」達が同盟を結んで防衛に努め、ヨーロッパのアルプス政策へのヴィスコンティ家の直接関与を深める契機となった。結局皇帝は1347年に死去するが、その前にルクセンブルク家のカール4世が選出され、その結果トレントとブリクセンは、ブランデンブルク辺境伯とルクセンブルク家の攻防の最前線となったのである。カール4世はメラノを破壊し、1347年にはブランデンブルク側の傭兵隊長コンラート・テックがトレントを支配した²⁴⁾。

傭兵隊長テックは、5年間トレントを支配した後、1352年に暗殺された。これを受け、トレントの状況を正常化するための交渉がアヴィニョンで開始し、1359年、教皇の認可の下に、ルートヴィヒ・フォン・ブランデンブルクとマルガレーテの結婚が実現した。しかしオーストリアのルードルフ4世もティロルの相続権を狙っていた。その狙いはマルガレーテの相続人メインハルト3世が突如死去した後の1363年2月、トレント・ブリクセンの両司教が、ルードルフ4世をティロル伯としたことにより実現することとなる。マルガレーテが1359年9月に作成したとされる遺言状が、息子メインハルト(3世)が夭折した場合には、彼女は全ての所有地をハプスブルク家の諸公に譲渡する、としていたことがその根拠とされる。この遺言状の真偽には疑いがもたれているが、いずれにせよこれらの処置に基づいて、ティロル伯領の統治権はハプスブルク家へ委譲された²⁵⁾。

上で、メインハルト2世時代の精力的な対貴族政策のために、ティロル貴族は一般にその自立的活動を抑制されたことを述べた。しかしヴィッテルスバッハ家とルクセンブルク家の対抗関係は、アルプス南麓の貴族達に新たな活動の余地を開いた。

ヴィッテルスバッハ家ティロル伯への対抗陣営に属した有力貴族として、ルードヴィヒ・アム・エンゲルマン・フォン・フィランダース、クール司教ウルリヒ、及びフォークト・フォン・マツチュ家が挙げられる。ルードヴィヒ・フィランダースは斬首刑に処され、司教ウルリヒはティロル城に投獄された。一方、マツチュ家は当初ルードヴィヒ・フォン・ヴィッテルスバッハ

を支持しており、ルートヴィヒはその支援を得てエンガディンとフィンチュガウを征服した。その報酬がマッチュ家には不満であったため、一時的に対立することとなったが、結果的には伯の勝利に終わった。マッチュ家は1352年にマッチュとタラスプのブルクをルートヴィヒからレーエンとして受け取り、ティロル伯との封主封臣関係に入ることとなった。フィランダース、グライフェンシュタイン、タランテ、フクス・フォン・フクスベルクなどの有力な貴族達も、次々に伯の支配下に入った²⁶⁾。

ティロル最大の自由貴族であったマッチュ家もティロル伯の封臣となり、貴族達は一定の制約を受けた。しかしその存在は領邦内部に位置を占め、ヴィッテルスバッハの死後は一層重視されることとなった。マルガレーテは1363年時点でもなお、ティロルの貴族達の承認なしにティロルの支配地を譲渡してはならないとの義務を認めており、ハプスブルク家への統治権委譲は、貴族達を召集し説明され、承認を受けた。この時に召集されたのは、ドイツ騎士団長に加え、ティロルの長官小ウルリヒ・フォン・マツチュ (vogt Ültreich von Mätsche der Iunge hauptman ze Tyrol)、ティロル宮廷長官ハインリヒ・フォン・ロットンブルク (Heireich von Rotenburch genant von Chaltarn hofmaister ze Tyrol)、ティロル城伯ペーターマン・フォン・シェンナ (Peterman von Schennan purggraf ze Tyrol)、エックハルト・フォン・フィランダース (Ekhart von Vilanders)、ヨハン・フォン・フロインズベルク (Johans von Freuntsperch)、フリードリヒ・フォン・グライフェンシュタイン (Fridereich von Greiffenstein)、ヨハン・フォン・シュターケンベルク (Johans von Starichenberch)、ルードルフ・フォン・エムツ (Ruedolff von Ämte)、ウルリヒ・フクス・フォン・エッパン (Ulrich der Fuchs von Eppan)、その他 Perichtolt auz Passeyr, Perichtolt von Kuvedaum, Hiltprant von Fürmian und Gotsch von Pötzen であった²⁷⁾。

後述する15世紀貴族史の中心人物となるウルリヒ・フォン・マツチュとハインリヒ・フォン・ロットンブルクに加え、ペーターマン・フォン・シェンナ、エックハルト・フォン・フィランダース、ヨハン・フォン・フロインズベルク、フリードリヒ・フォン・グライフェンシュタイン、ヨハン・フォン・シュターケンベルクら、重要な家の貴族が並んでいる。ルクセンブルク・ヴィッテルスバッハ抗争と、反ハプスブルク抗争は、貴族達の一部の抗争に敗北した諸個人を排除したが、

彼らの家門が壊滅したわけではない。むしろ抗争の存在が、伯権力を支える貴族の基盤を強化したとさえ言える。

3. 鷹同盟 (1407-1413年) の構造

こうして14世紀には、ルクセンブルク家とヴィッテルスバッハ家の抗争の後、ハプスブルク家がティロルを支配下に置いた。続く15世紀には、ティロルを分裂させる抗争がハプスブルク家内部の相続問題を介して現出する。長く兄レオポルトの後見下にあったフリードリヒ4世は、1402年に一部の統治権を獲得した。しかしレオポルトと大公ヴィルヘルムがシュタイアマルクとティロルを確保していたため、フリードリヒの支配域は事実上ティロル以西の諸地域に限定されていた。2年後には大公アルブレヒト4世の仲裁がなされるが、レオポルトとヴィルヘルムの共同統治が定められ、フリードリヒには一切言及がなされなかった。その一方で、レオポルトとエルンストというフリードリヒの二人の兄の間で、オーストリア東部の統治にあっていたアルベルト系アルブレヒト5世の後見権をめぐる争いが発生する²⁸⁾。

このような状況に危機感を増したのはオーストリアの諸身分であった。後見争いの結果レオポルトはティロルから遠ざかったが、盟約者団の対外的脅威に対する準備の整わないまま領邦を残して行くこととなった。この間に、レオポルトとエルンストの抗争に脅威を感じたオーストリア貴族たちは、1406年1月から8月にかけて、領邦防衛を目的とした貴族同盟を結んだ。この時、大公レオポルトは、彼とフリードリヒの双方の名において、アルブレヒトの後見人を誰にするかについての決定を諸身分に委ねる、という形をとった²⁹⁾。

この上下オーストリアの場合には、大公によって正式に決定権を認められたことになり、同盟の結果として諸身分の権力は増大したが、ティロルの場合はこれとは異なっていたとA・イエーガーは述べる。同時期1406年8月にティロルでも貴族同盟が結ばれ、21人の貴族が加盟して「象同盟」と呼ばれている。しかしヤーガーによれば、ティロルでは公式の支配者がフリードリヒであることに疑いの余地はなく、貴族達には何らの権限の委託はなされていなかった³⁰⁾。

ティロルではこれに続いて、1407年3月28日に新たな同盟が結ばれる。指導者をティロル最有力貴族の一人であり、ティロル宮廷長官兼エツチュ地区長官であったハインリヒ・フォン・ロットンブルクとし、ボーツェ

ンで貴族と都市・溪谷の共同体が盟約を結んだ。これが後の「鷹同盟」である。同盟の条項については別項で既に紹介したので割愛したい³¹⁾。基本的には、アペンツェル戦争などの対外的危機を契機とし、公式には領邦防衛を目的に掲げ、加盟者相互間の支援と領邦の法(Landrecht)の保護、他の同盟への参加禁止などを構成員間の協約事項として掲げたものである。同盟構成員相互間での権利侵害の禁止、違反に対する同盟長の勧告と違反者の除名、話し合いによる構成員間の争いの解決の規定、構成員が攻撃を受けた際の相互支援の規定などに次いで、ボーツェンで年次集会を行うことが規定されている³²⁾。「我々は、オーストリア大公等々であり、我々の恵み深い親愛なる支配者である大公フリードリヒの、意志と許可によって、この同盟を形成」したと述べられているように、支配者であるフリードリヒ4世の権威を推戴する同盟であった³³⁾。しかし同じ同盟文書の条文中に「もしも我々の恵み深いオーストリアの君主が、ティロル伯領内の何者かに法に反した行いをしようとしたら、我々は彼に、神聖な約束と、彼が我々に与えた文書と、我々が彼から受け取り、それによって法を保っているところの慣習を、思い出させ、乞うべきである」とも述べられており、君主自身よりも君主との約束によって与えられた法そのものの維持を目的としていたことも示されている³⁴⁾。少々煩雑ではあるが、誓約をした同盟構成員を挙げた部分を引用すると以下ようになる。

graf Ülreich der elter, graf Ülreich und graf Wilhelm die iüngern von Mëtsch, Peter und Mathes von Spawr, Hanns und Ülrich von Freundsparg, Ülreich von Starkcehmburg, Hztprant aus Passeyr, Lyenhart von Lebemberg, Caspar Hainrich Sweyker und Chünrat Slandersperger, Christoffl und Ciprian Füchs, Hanns und Wilhelm Liechtenstainer, Franczisk Greiffenstainer, Caspar Reyser, Michel Hanns Oswald Chünrat und Lyenhart Wolkchenstainer, Bartholome und Sygmünd von Gufedawn, Chünrat Hanns und Hanns Trautsün, Ulrich Wilhelm und Hanns Sebner, Daniel Rüprecht und Asem Liechtemberger, Ekhart Hanns und Jörg von Vylanders, Hainrich Spies, Ülrich Kërlinger, Hanns Gaben und Blasy die Botschen, Hanns Weinckger, Wilhelm Hanns Peterman Berchtold Victor Wilhelm Hanns und aber Hanns Firmianer, Vily Symon Asem Balthasar und Jacob die Tünner, Niclas Merkulm und Ülrich die Arczer, Hiltprandt von Cles, Hanns Wilhelm

Alphart und Jörg Goldekger, Hainrich Schroffenstainer, Niclas Francz Joachim Lewppolt Hanns und Kristoffl Vintler, Lyenhart Caspar Sweyker Gothart und Jörg die Mëczner, Jörg Ott und Jacob von War, kristoffl Prandesser, Friderich Lenburger, Chünrat Paysperger, Jörg Hel, Sigmund und Veytl von Nyderntor, Ludweig und Bartzival Sparnperger, Hanns Vellser, Hanns Nyderhawser, Hanns Annenberger, Gaudent von Partzings, Peterman Liebenberger, Sigmund von Pradell, Ülreich und Hainrich Küner, Pretl und Finamant von Galldes, Sigmund vom Turn, Hanns Mareider, Sigmund Maretscher, Hanns Werberger, Hanns Vellseker, Hanns und Lewpolt Zwingenstainer, Martein Iäger, Dyetl von Egelse, Ülrich Veigenstain, Onofrius und Peterman von Steten, Zerobel und Joachim von Sand Affran, Ott Friderich und Iörg Scheken, Ratgeb, Friderich Hawenstainer, Friderich Sterkchel, Hanns Frey, Rendel Oswald und Oswald Campenner, Chünrat und Michel ab der Platten, Hainrich Phrüntner, Anich von Curtetsch, Hanns und Hainrich Luktacher, Lyenhart und Hainrich Payr, Merkulin Epfinger, Marquart und Ülreich von Pastua, wir der rat der stat und die ganze gemeinschaft und pofels ze Tryent und alle umbessen, wir die tziniken und die ganze gemeinschaft des pofels auf dem Nons, wir die tziniken und die ganze gemeinschaft des pofels des tals in Fleims, wir die tziniken und die ganze gemeinschaft des pofels des tals ze Persen, wir der rat der stat und die ganze gemeinschaft und pofels an Meran und in ganzem burggrafamt, wir die ganze gemaind ze Traminn...³⁵⁾

ここで、末尾に挙げられた構成員に注目したい。「トレントの都市参事会と全共同体と人々(pofels)」「ノン(溪谷)の代表たち(tziniken)と全共同体と人々(pofels)」「フィエンメ(溪谷)の代表たち(tziniken)と全共同体と人々(pofels)」「ベルジネ(溪谷)の代表たち(tziniken)と全共同体と人々(pofels)」「メラノとそのすべての城伯管区の都市参事会と全共同体と人々(pofels)」「トラミンのすべての共同体」が挙げられている。「鷹同盟」が純粋な貴族のみの同盟ではなかったことはよく知られている。ここにはトレントの都市参事会、ノン溪谷共同体、フィエンメ溪谷、ベルジネ地域、メラノ、トラミンの共同体、更にブリクセン司教ウルリヒ1世が加盟していた。

むろん鷹同盟も、アペンツェル戦争や湖畔同盟に結

集した農民集団へのハプスブルク軍の敗北をきっかけに、領邦の防衛を名目とした同盟であり、同じハプスブルク領に同時期に成立した貴族同盟と性質を同じくする領主同盟の一種であることは間違いない。だが「鷹同盟」は、同じティロルでこれに先行して結成された貴族同盟「象同盟」とは若干異なる。この同盟は、貴族と都市・溪谷の共同体、聖界領主が結合した、複合的な広域同盟だったのである。

また、同盟の指導者であるハインリヒ・フォン・ロッテンブルクが、ティロル最有力の貴族家系に属し、領主としても、領邦領域内の官職保持者としても、傑出した実力を一身に備えていたことしばしば指摘されてきた。その所領はイン溪谷からアディジェ川流域地域、さらにノン溪谷に及び、アイゲン、レーエン、抵当などの諸形態の複合から成っており、その中には多数の城塞が含まれていた。加えて彼は、宮廷長官、エッチュ地区長官、トレント地区長官 (Hofmeister in Tirol, Hauptmann an der Etsch, Hauptmann des Hofstifts von Trient) という三つの高職を兼ね備えていた³⁶⁾。従って、鷹同盟はほぼ同等の実力を持った集団としての貴族の意志表明であるだけでなく、実力支配を行う領主であるのみならず領邦の官職保有者としても傑出した人物を凝集の核としていたことになり、この同盟を貴族達の私的な人的結合と見ることができるかどうかについて即断は難しい。

しかし筆者が既に別稿で論じたように、この盟約文には「対外的領邦防衛同盟」としての性格が濃厚に表れているとは言えず、中心的課題は内部の平和と問題解決のための団結である³⁷⁾。この点はスイス盟約者団を始めとする同時代の同盟と共通しており、それが同盟の国制の萌芽を内包していなかったと断言することはできない。

さらに、近年の政治史研究が、狭い意味での制度を超えた多様なコミュニケーション形態が政治的秩序の形成と維持に果たしていた役割を指摘していることも考慮する必要がある³⁸⁾。同盟が共通の目的を設定し、協働行為によって成り立つ以上、その存立と機能は一定の割合で成員相互のコミュニケーションに依存する。そしてそのようなコミュニケーションは、規定された年次集会に限らず、構成員の協働行為のある多様な場所に成立するはずである。

従って、この同盟の意義を検討するためには、同盟が具体的にはどのような機能の仕方を想定し、実際にどのように機能したのかを検討する必要がある。以下では、この点を同盟構成員の話し合いや年次集会が具

体的にどのように想定されていたかに焦点を当てることによって考察してゆく。

4. 鷹同盟運営の実際

鷹同盟が存続した約6年間において、構成員の話し合いや年次集会は実際にどのように機能したのだろうか。ここで19世紀にブランディスが編纂した史料集『オーストリアのフリードリヒ治下におけるティロル』に収録された史料をもとに、同盟結成前後の状況、及び同盟内部の状況を検討したい³⁹⁾。この史料集からは、同盟での話し合い及び集会の後には話し合われた問題に関して印章付文書が作成されていたことが分かる。

1407年3月28日に鷹同盟が結成されるに先立って、同月、ハインリヒ・フォン・ロッテンブルクは、500ヴェローナ・マルクの報酬で、一年間に渡って従者 (diener) として勤務することを契約している。この時フリードリヒは、すでに結成される予定の同盟に「エッチュ川地域に新しく創られた同盟が始まったら (一層の勤務をすべし)」と言及し、自らがその同盟に参加する予定であることにも触れ、「私のすべての必要のために、彼 (ハインリヒ) は全ての城を開放しなければならない」と軍事的協力、特に城の提供の義務を確認している⁴⁰⁾。ついでニコラウス・ヴィントラーがフリードリヒによって、大公レオポルトから受けたレーエンである官職を解かれている文書が見える⁴¹⁾。

しかし間もなく、このニコラウス・ヴィントラーとハインリヒ・フォン・ロッテンブルクの間で争いが生じ、1409年3月11日、メランで両者の仲裁がなされている⁴²⁾。問題はニコラウスのハインリヒに対する負債であった。両者の仲裁人 (Sprecher) となったのは、ハインリヒの「わが良き友」であり、大公フリードリヒの宮廷長官であるブルクハルト・フォン・ラベンシュタイン、ラインハルト・フォン・レーベンベルク、クリストフ・フクス・フォン・フクスベルク、ハンス・フォン・リーヒェンシュタイン、ハンス・フォルケンシュタインであった。宮廷長官のブルクハルトを除けば全員が同盟の参加者である。ハインリヒが大公フリードリヒに、ニコラウスが負債を支払うようにさせることを求め、次いで仲裁人たちが両方当事者と話合った。結果、大公フリードリヒがニコラウス・ヴィントラーに代わって、5000ドゥカートをハインリヒに弁済することが決まった⁴³⁾。5000ドゥカートという金額が、果たしてヴィントラーからハインリヒへの負債額に等しかったのかどうかは不明である。同じ仲裁文書で、ハ

インリヒは金銭以外のその他の事柄、特に彼がヴィントラーから獲得した土地ケンネルシュタインについても放棄することを延べている。また、彼がヴィントラーに対抗して捉えた捕虜もすべて解放することを約束している。これをもってハインリヒは、「このことによって、またこのことのために、これ以上、何者も私のために、この日においてのように時間を浪費したり（してほしくないし）、またヴィントラーや彼に連なる人々に対しても、対して同様にヴィントラーが私と私に連なる人々に対しても、互いに係争ごとを持つべきではない。そうではなく、私たちは良き友同士であるべきであり、互いに対するすべての過去の事柄は、悪事においても悪意においても、二度と考えないべきである」として、ヴィントラーとの対立の解消の意図を文書にし、上記の仲裁人たちの印章を付している⁴⁴⁾。

その後、ハインリヒ・フォン・ロッテンブルクとヴィントラーの関係は良好なまま維持されたと見られる。しかしその後一年間の間に、大公フリードリヒとハインリヒの間は決裂した。この間にハインリヒは、トレント司教ゲオルクと結びフリードリヒと対立しており、1410年3月25日、ケルテルンでの貴族達の集会で貴族達と協定を結んだ。ここに集ったのは、ブリクセン司教、マツチェ家のウルリヒとヴィルヘルム兄弟（うちウルリヒはハインリヒの母方のオジである）、ブルクハルト・フォン・マンズベルク、ペーター・フォン・シュパウアー、カスパル・フォン・シュランダースベルク、バルトロメ・フォン・グフィダウン、ハンス・フォン・フィランダース、ニクラウス・ヴィントラー、ルードヴィヒ・シュパーレンベルガー、ヨアヒム・フォン・モンテーニであった。貴族たちは、「我々の間で話し合い、集会を持った」と協約文書にある⁴⁵⁾。問題がハインリヒとフリードリヒの争いであることが冒頭で述べられた上で、後述するように「両当事者」の間話し合いについて文中に述べられていることから⁴⁶⁾、これらの貴族の中にはハインリヒ支持者とフリードリヒ支持者の双方が含まれていたことが分かる。ここで決められた内容は以下のようなものであった。第一に、それまでに生じた係争や交渉事については、両当事者の間で、策略や秘密工作、悪意なしに話し合わせ、（解決が）命じられること、ついで精霊降臨祭14日後に、イン溪谷のハルで集会を持つことである。このハルの集会は、「地域の人々（lantleut）がやってこなければならぬ、その日の最終日」に行われ、そこで「我々によって、両当事者が召喚される」と定められた⁴⁷⁾。そして、「この争いが友好的に調和に導か

れるのがよいことである」が、「もし愛によって（解決が）命じられることが望まれない場合には、同盟のラントヘレン達が、誓約の上、策略なしに法を見極め、裁判を行う」ということが話合われたのである⁴⁸⁾。この集会の半年後、ハインリヒは大公エルンストと協約を結び、フリードリヒと完全に袂を分かつ⁴⁹⁾。

わずかではあるが、ここまでで検討した文書からは、鷹同盟の次のような実態が浮かび上がってくる。第一の点は、フリードリヒ4世の位置づけである。既述のように、同盟結成時の盟約書においても、フリードリヒは個人として同盟の上に立っていたのではなく、あくまで正しい法の維持のための保障に過ぎず、君主自身が誤った時には矯正されるべき存在であった。これが1409年のヴィントラーとハインリヒ・フォン・ロッテンブルクの仲裁という実際の同盟運営の局面では、成員間の問題解決のための金銭的保証人として、ヴィントラーのために5000ドゥカートを支払うという形に現れている。そしてこの解決の＜発見＞の主導権はフリードリヒにはなく、大公は、同盟構成員の中の「仲裁人」が中心となった話し合いの結果を引き受けているに過ぎない。こうして大公に金銭的負担を負わせることと引き換えに、ハインリヒはヴィントラーとの過去について「二度と考えない」ことに同意した。ここで問題解決の成否を担ったのは、両当事者との仲裁人たちの話し合いであり、彼らが大公に決定を引き受けさせる実力であったと考えられる。事実、ここで登場する仲裁人たちは、鷹同盟の盟約書では全員が上位にリストアップされている。

そして全く同じ、「話し合い」による問題解決が、ハインリヒと大公その人の争いの帰結にも適用されている。1410年の集会では、ハインリヒ陣営と大公フリードリヒ陣営の支持者たちが両当事者として全く等しく扱われ、仲裁人たちが双方との話し合いを丁寧に行っている。この1410年集会については、その他に注目すべき点が二つある。一つは、最終的な対決の場がハルのラント裁判の場に設定されたことである。即ち、一般の裁判区民の裁判集会の場に、貴族の争いの解決が持ち込まれているのである。このラント裁判集会には「地域の人々がやってこなければならぬ」とされている。従って、大公フリードリヒ陣営とハインリヒ陣営は、領邦住民の面前で自らの主張を繰り広げねばならず、しかもその一方当事者は公式の領邦君主である大公、他方はその反逆者なのである。ハルの裁判区民は、この対決を目にし、耳で聞いた——あるいは少なくとも、そうすることが計画され準備されていたので

ある。ここで浮上した事例はあくまで一つに過ぎないが、少なくともその一つが、ラント裁判という「日常」と、国家の頂点、かつその頂点が潜在的に覆されえた非日常の瞬間を結んでいると考えられる。

第二の点は、このような場所での話し合いを経て、友好的解決へ至る道を同盟が模索していたことである。そしてそれが不可能であった場合には、同盟員による裁判へと進んだ。盟約文においては、裁判なしに争わないことが規定されているが、それよりもむしろ友好的な話し合いが好まれたのである。そしてこのような友好的な解決の模索の一環として、実力ある仲裁人による話し合いも、一般ラント民を巻き込んだ裁判区でのスペクタクルな対決も、ともに含まれていたのである。

おわりに

13世紀、国家としての領邦ティロルの統合と機構整備、貴族勢力の抑制と農民の直接掌握が進んだとされてきたマインハルト2世期においても、軸足の一本をイタリア半島に置いたティロル南部は、半島全体を包むゲルフィとギベッリーニ抗争を担う一つの極として存在するという一面を持っていた。このような半島情勢の中で、ティロル伯領においても、貴族や共同体の自律的存立基盤は、同伯領北部とは異なってむしろ強化されていった。これらの貴族勢力は、14世紀の頻繁な君主家門の交替の中で、君主の支持・対抗両勢力を担いながら存在を維持していった。このような貴族達が、ハプスブルク家治下の領邦支配の危機の中で、同盟という形の秩序を模索していったのである。そして1407年に結成された鷹同盟の実態の検討からは、同盟内の問題解決の成否の鍵を「仲裁人」としての有力貴族たちの活動が握っていたことや、話し合いがラント裁判を舞台に一般のラント民を巻き込む形で展開していたことが明らかになった。

無論、同盟構成員間の問題解決の現場からは、ラント裁判の現実と貴族との関わりを十分に明らかにすることはできない。これについては裁判帳簿や共同体文書を基にした研究の進展が必要である。また、本稿はティロル南部の貴族の政治文化と地域的日常との関わりを明らかにするための基礎作業の第一歩に留まるが、基礎作業の中にもなお整理されるべきものが残る。本稿で検討した貴族たちは、地域で実力支配を展開するだけではなく、領邦ティロルの官職を集積することによって力を維持する、官職依存型の貴族としての側面も持っている。そしてティロル貴族が担った役職が意

義を発揮する水準は、地域と領邦君主の間で複数の層をなしていた。エッチュ地区長官から裁判区の裁判官、裁判区長に至るこれらの役職にどのように関わりながら個々の貴族が動いて行ったのかについての整理と事例研究が必要である。検討を続けたい。

[付記] 本稿は日本学術振興会科学研究費若手研究B「中世アルプス山間都市と周辺地域の政治社会」（課題番号25770273）および甲南学園平生記念人文・社会科学奨励助成金による研究成果の一部である。

注

- 1) アルプス地域内部の多様性とその画一的把握の困難と問題性は、J. マチューによって指摘されている。J. Mathieu, *Storia delle Alpi 1500-1900. Ambiente, sviluppo e società*, Bellinzona 2000. このようなアルプスの多元性と共存、交流と相互影響関係を軸とした共同研究の成果として、G.M. Varanini (a cura di), *Le Alpi medievali nello sviluppo delle regioni conternimi*, Napoli 2004; Marco Bellabarba, Hannes Obermair, Hitomi Sato (eds.), *Communities and Conflicts in the Alps from the Late Middle Ages to Early Modernity*, Bologna-Berlin, 2015. 邦語では、服部良久「ヨーロッパ中・近世史におけるアルプス地域——山岳地方における社会・国家・コミュニケーション——」『京都大学文学部研究紀要』51, 2012年, 71-106頁。踊共二編『アルプス文化史——越境・交流・生成』昭和堂, 2015年。
- 2) M. Bettotti, *La nobiltà trentina nel medioevo (metà XII-metà XV secolo)*, Bologna 2002. また、ティロル貴族については、P. フェルドバウアー, M. ビチュナウの研究も個々の貴族に関する情報を詳細に扱っている。P. Feldbauer, *Herren und Ritter*, Wien 1973; M. Bitschnau, *Burg und Adel in Tirol zwischen 1050 und 1300. Grundlagen zu ihrer Erforschung*, Wien 1983.
- 3) 例外として、シュヴァルツを中心とした基盤を持つフロインズベルガーが挙げられる。
- 4) K. Brandstätter, *Adel an Etsch und Inn im späten Mittelalter*, in R. Loose (hg.), *Von der Via Claudia Augusta zum Oberen Weg*, Innsbruck 2006, pp. 239-260.
- 5) Ibid., pp. 256-260.
- 6) このような見解をとる代表的な中世ティロル史叙述として、A. Jäger, *Geschichte der landstündischen Verfassung Tirols*, 2 Bde, Innsbruck 1881/85; J. Riedmann, *Mittelalter*, in *Geschichte des Landes Tirol*, Band 1, Bozen-Wien, pp. 291-698.
- 7) A. Jäger, *Geschichte der landständischen Verfassung Tirols Bd. 2, T. 1. Die Genesis der Landstände Tirols*, Innsbruck 1970, pp. 253-300; J. Riedmann, *Mittelalter*, op.cit., pp. 466-471; M. Bellabarba, *Il principato vescovile di Trento nel Quattrocento: poteri urbani e poteri signorili*, in *Storia del Trentino 3: L'età medievale*, a cura di A. Castagnetti e G.M. Varanini, Bologna, 2004, pp. 385-

- 415, pp. 395-397; 服部良久『アルプスの農民紛争——中・近世の地域公共性と国家——』京都大学学術出版会, 2009年, 189-190頁。
- 8) A. Jäger, *Geshichte der landständischen Verfassung Tirols*, pp. 320-322; M. Bellabarba, *Il principato vescovile di Trent*, pp. 398-399.
- 9) A. Jäger, *Geschichte der landständischen Verfassung Tirols*, pp. 323-328; M. Bellabarba, *Il principato vescovile di Trent*, pp. 398-399.
- 10) Jäger, op. cit., p. 327.
- 11) Marco Bellabarba, *Il Principato vescovile di Trento nel Quattrocento*, in *Storia del Trentino 3, L'età medievale*, Bologna 2005, pp. 385-415.
- 12) H. Sato, *Towns and Nobles in South Tyrol (Fourteenth-Fifteenth Centuries)*, in Marco Bellabarba, Hannes Obermair, Hitomi Sato (eds.), *Communities and Conflicts*, pp. 199-218.
- 13) Jäger, op. cit., p. 325.
- 14) 服部, 上掲書。
- 15) 佐藤公美「服部良久著『アルプスの農民紛争——中・近世の地域公共性と国家——』」『史林』93巻2号, 2010年, 98-104頁。
- 16) A. Stella, *I principati vescovili di Trento e Bressanone*, in L. Marini, G. Tocci, C. Mozzarelli, A. Stella, *I Ducati padani, Trento e Trieste* (Storia d'Italia diretta da Giuseppe Galasso 17), Torino 1979, pp. 497-606, 特に pp. 499-500.
- 17) Ibid, p. 501.
- 18) J. Riedmann, *Tra Impero e signorie (1236-1255)*, in *Storia del Trentino 3*, pp. 229-254.
- 19) Ibid.
- 20) J. Riedmann, *Mittelalter*, op. cit., pp. 426-437.
- 21) 裁判区については服部良久氏の上掲書による研究に詳しい。裁判区は、ティロルの領域統治と日常的な行政の単位となる枠組みであり、これを単位に裁判や日常的問題解決が行われた。多くの場合、比較的大きな溪谷共同体とも重なり、内部に複数の村落を含む。この裁判区が領邦ティロルの軍役と徴税の谷ともなり、後には農民の議会代表派遣の単位ともなった。マインハルト2世はこれらの裁判区を自らの直接的統制のもとに置き、裁判のみならず、伯領内の全ての統治行為、特に徴税の単位として掌握した。役人として裁判官(リヒター)と裁判区長(プフレーガー)が置かれ、伯と裁判区住民を直接的につなぐ仲介役となった。服部上掲書, 42-46頁。
- 22) J. Riedmann, *Verso l'egemonia tirolese (1256-1310)*, in *Storia del Trentino 3*, pp. 255-343, pp. 264-265.
- 23) G. M. Varanini, *Il principato vescovile di Trento nel Trecento: lineamenti di storia politico-istituzionale*, in *Storia del Trentino 3*, pp. 345-383, p. 353; J. Riedmann, *Mittelalter*, p. 444.
- 24) G. M. Varanini, *Il principato vescovile di Trento nel Trecento*, p. 362.
- 25) Ibid., p. 365; J. Riedmann, *Mittelalter*, pp. 453-454.
- 26) J. Riedmann, *Mittelalter*, p. 450.
- 27) E. Schwind, A. Dopsch, *Ausgewählte Urkunden zur Verfassungsgeschichte der Deutsch-österreichischen Erblande im Mittelalter*, Innsbruck 1895, n. 111, pp. 215-221.
- 28) A. Jäger, *Geshichte der landständischen Verfassung Tirols*, p. 253-255.
- 29) Ibid.
- 30) Ibid., pp. 327-328. 「象同盟」を含むドイツの騎士同盟については、黒田忠文「近世ドイツ「帝国騎士身分」の法——「前近代法」の身分社会史的研究序説——」(一)(二)『甲南法学』18-3・4, 19-2・3・4, 1978年, 101-137頁, 37-81頁参照。
- 31) 佐藤公美「一揆の比較史のための予備的考察」『立教大学日本学研究所年報』第9号, 2012年, 48-58頁。
- 32) E. Schwind, A. Dopsch, *Ausgewählte Urkunden*, n. 161, pp. 303-306
- 33) Ibid.
- 34) Ibid
- 35) Ibid.
- 36) J. Riedmann, *Mittelalter*, pp. 470-471; A. Jäger, *Geshichte der landständischen Verfassung Tirols*, pp. 285-286;
- 37) 佐藤公美, 上掲論文。
- 38) 服部良久編『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史——紛争と秩序のタペストリー——』ミネルヴァ書房, 2015年。
- 39) C. W. Brandis, *Tirol unter Friedrich von Österreich*, Wien 1821 (以下 Brandis).
- 40) Brandis, n. 31, pp. 292-293.
- 41) Brandis, n. 32, pp. 293-294.
- 42) Brandis, n. 36, pp. 298-299.
- 43) Ibid.
- 44) Ibid., p. 299.
- 45) Ibid., n. 42, pp. 309-310.
- 46) Ibid., p. 309.
- 47) Ibid., p. 310.
- 48) Ibid.
- 49) Ibid., n. 45, pp. 318-320.